

# 天の川沿岸 土地改良だより

第35号

平成20年8月1日

米原市飯12-3

水土里ネット天の川  
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp



採取した生きものの観察会

豊かな水環境の中で  
“親と子の水辺の集い”が  
開催されました。

7月、宇賀野地先の排水路において坂田小学校5年生の親子活動で生き物調査が行われました。この排水路は県営農業用水再編対策事業で整備され、地域用水機能増進事業や世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策により地元集落で植栽・維持管理が実施されています。

子供たちは、目を輝かせながら多くの生き物を採取し、その後体育館で開かれた観察会で持ち帰ったいろんな生き物について指導員の先生から説明を受けて観察し、また採取した生き物の種類や数によって水質を判定する学習をしました。



# 改良区だより

## 発刊ご挨拶

理事長 徳田 満夫

改良区だよりの発刊にあたり組合員皆様様に一言ご挨拶を申し上げます。

日頃は、土地改良区の運営、各種事業の推進に対して、ご理解、ご協力、ご支援を賜り心からお礼申し上げます。

お陰をもちまして県営農業用水再編対策事業はこれまで順調に推進してまいりました。当初の予定では本年が最終年度となるはずですが、補修整備の追加要望による事業量の増加や、県の財源不足による本年度事業費の大幅カット等で、単年度で完了することは困難となり、1年繰り延べて今年度と21年度で完了するように進めています。追加要望の中には事業の受益面積要件により実施が難しい地区もあります。これについては多少実施時期は遅れると思いますが、他の事業での対応を視野に入れて検討しております。

さて、本年度の県営事業は、岩脇地区、顔戸地区の用水路の整備補修工事、宇賀野地区の排水路工

事、長沢地区の旧ポンプ場の撤去工事等を計画しています。また、地域用水機能増進事業についてはソフト事業のみの実施で補完ハード事業は1年見送り21年度に最終の工事を実施する予定です。

県営事業は平成11年度に事業着工以来「農業用水再編対策事業の特別賦課金」として1,000㎡当り年額2,500円あるいは1,300円をご負担いただいていたきました。事業期間は1年繰り延べとなりますが、経費の負担は今年の徴収をもって終了いたします。組合員の皆様には出費多難の折り長年にわたって、ご協力いただきお礼を申し上げます。

県営事業が完了しても、まだ手を付けられていない施設は多く残っており、県においても、昭和50年代を中心に集中的に造成された土地改良施設の保全や更新について、新たな方針のもと進めていくとしていきます。特に基幹水利施設についてはストックマネジメントト事業により機能診断、予防保全

計画の策定、保全・更新工事の実施という手順で推進されます。その他の施設については維持管理適正化事業での対応等々、今後計画を立ててこれらの事業に参入してまいりたいと考えています。

この他に、21世紀土地改良区創造運動によるニゴロブナの稚魚放流や、水路の生物観察会、環境学習会も年々工夫しながら継続しております。各小学校の子供たちを始め、各集落の住民の皆さん方に環境意識と農業・農村の多面的機能に対する認識を高めていただいております。

一方、19年度から始まりました「世代をつなぐ農村まるごと保全

向上対策」も、関係各集落において活発に保全活動が展開されており厚くお礼を申し上げます。この事業により田園環境も少しずつ改善が進みつつあり、更なる取り組みをお願いいたします。

近頃、特に農産物の安全対策が厳しくなりました。安心・安全な米づくりのために、地域ぐるみで湛水管理を進めるべく用水供給に最善を尽くしてまいります。水は無限ではありませんので各自が適正な水管理をお願いいたします。

最後に、組合員の皆様方には、暑さ厳しい中ご健康にはお気を付けいただきますことをご祈念申し上げます。ご挨拶いたします。



## ご挨拶

米原市長 平尾 道雄

組合員の皆様には、日頃から市政全般、とりわけ農業行政に格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、心からお礼申し上げます。

さて、近年、世界中で地球温暖化による地球規模の異常気象や災害が相次ぎ、国内外で多くの方が犠牲になるなど、環境問題は今、

全ての人類が力を合わせて取り組みを始めなければならない、人類最大の課題となっております。また、今日、石油製品や私たちに身近な食品等の値上げが相次ぎ、先行きの見えない不透明感が漂います。

地域においては、一層、少子高齢社会が進み、急速な社会の変化に



より、人々の価値観、市民のニーズも多様化し、従来型で市役所が全ての公共を支える、担うことが難しい時代を迎えています。

米原市では、古くから農業を通じて地域の伝統や文化を守り、育んできました。しかしながら、市内、特に山間部の集落には、少子高齢化の大きな波が訪れ、農業従事者の高齢化や耕作放棄地が増える等、危機的な状況にあります。

一方で、様々な食品の偽装が相次ぎ、値段よりも安全性、味、質の高さを求める消費者が増え、今まさに、生産者の皆さんが、米原ならではのこだわりをもって農業を進めていただく大きなチャンスを迎えています。

田舎都市・米原は、ホタルや伊吹山、美しい湧き水等、様々な作物をブランド化することができ素材に恵まれています。加えて農業には古くから地域が持っていた健全な姿、本来あるべき家族の絆、地域社会に果たす大きな可能性が溢れています。

今こそ私たちは、輸入に依存してきたこれまでの食のあり方を見直し、食糧自給率の向上に向け、関係機関が一丸となって、取組みを進めなければなりません。

合併4年目を迎えた米原市は、地域に芽生えた様々な創造から、

成長に向けての取組みを始める『成長元年』として、市民の力、地域力を活かしたまちづくりの取組みを進めています。

6月からは、地域における様々な課題の解決を図り、個性ある地域を創造するため、「地域創造会議」を市内4つの市民自治センターに設置し、自治会を超えて子育てや高齢者を支える取り組みや、特色あるまちづくりを応援させていただく仕組みをスタートしました。

また、米原市は貴重な財産「ホタル」の保護をとおして、美しい自然環境を、未来を担う若い世代に

引き継ぐことを目指す「螢保護条例」を制定し、市のシンボルをホタルに決定しました。

ホタルの輝きは、まさに命の輝きです。ホタルをまちのシンボルとして市民の皆さんとともに共有し、力を合わせ、米原市ならではのまちづくり、ホタルが棲む、環境に優しい農業を進めてまいりたいと思います。

組合員の皆様におかれましては、今後とも、地域農業者のリーダーとして、安全で安心な農作物を供給する農業基盤を守り育むため、一層のお力を賜りますようお願い申し上げます。

# 第54回通常総代会開催

第54回通常総代会が去る3月18日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代42名中37名の出席のもと、来賓に湖北地域振興局田園振興課若松課長並びに米原市経済環境部野一色部長のご臨席を賜り、議長に上多良の西川徹氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおりの可決、承認さ

変更の承認について

第6号議案 平成19年度一般会計収支補正予算の承認について

第7号議案 平成19年度特別会計収支補正予算の承認について

第8号議案 定款・諸規程の一部変更議決について

第9号議案 平成20年度事業計画の議決について

第10号議案 平成20年度一般会計収支予算の議決について

第11号議案 平成20年度特別会計収支予算の議決について

第12号議案 平成20年度役員報酬決定の議決について

第13号議案 平成20年度賦課金の額、徴収期日及び徴収方法の議決について

第14号議案 平成20年度一時借入金金の最高限度額及びその借入方法の議決について

第15号議案 役員を選任について

附帯 決議

## 平成20年度改良区の概要

(H20.4月現在)

組合員数 1,840名

地区面積 701.4ha

# 県営農業用水再編対策事業

平成11年度から始まった県営農業用水再編対策事業は平成21年度に工事完了となる予定です。平成19年度で完了した工事として、舟崎地区や新庄地区から市役所近江庁舎前を通り顔戸地区にかけての支線用水路、上多良地区や中多良地区から朝妻筑摩地区へかけての排水路、宇賀野地区や飯地区から世継地区にかけてそれぞれ用排水路の改修工事が景観や洗い場機能に配慮した形で実施されました。これらの工事に伴い、ご協力をいただきました隣接地権者、耕作者の皆様をはじめ集落内の調整等お世話になりました役員の方々に對し心よりお礼を申し上げます。その他に水管理施設関係で各分水工内のバルブの塗装や整備補修を行いました。

本年度は、用水路の関係で岩脇地区の左岸幹線水路の改修、また顔戸地区では、前年度工事の続きで集落内の支線用水路の改修、排水路の関係ではJR北陸本線以西の宇賀野と長沢の間の排水路の改修工事を進めていただく予定です。その他天野川沿いの旧取水施設の閉塞工事や長沢の旧揚水機場

施設の撤去が行われる予定です。各工事とも関係地域の皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いたします。



顔戸地区支線用水路改修  
洗い場を利用



舟崎地区  
支線用水路改修



上多良地区排水路改修  
地元要望による魚に配慮した流末階段工



中多良地区  
景観に配慮した排水路の改修

## 分水互内のバルブ補修



補修前



補修後



# 地域用水機能増進事業

―事業完了に向け集落管理体制の整備へ―

地域用水機能増進事業はいよいよ平成21年度にて事業完了となります。昨年度は、世継地区の排水路沿いにおいて親水性に配慮した洗い場の整備や送水管吐出口の改良工事を実施しました。

一方、ソフト事業は、県営農業用水再編対策事業により改修された施設の周辺で植栽作業をはじめ、親水・ビオトープ池の造成やごみ対策スクリーンの設置等の活動・取り組みが行われました。今後も各集落で施設の管理体制を整えると共に様々な活動や更に一層工夫された取組みを進めていただきますと思います。尚、本年度は、ソフト事業のみを実施しソフト補完ハード事業は予定していません。



朝妻



朝妻地区植栽作業



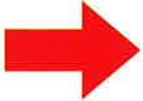
顔戸

顔戸地区簡易洗い場設置作業

世継



整備前



世継親水性洗い場整備工事



整備後

## 吐出口改良工事



改修前



工事中



改修後



私たちの財産であり未来へ引き継ぐ大切な資源である農地・水路・農道等は、私たちの手で守っていかねばなりません。特に水路には大変多くのゴミが流れてきます。

- ・ゴミを捨てないでください。
- ・刈った草は下流に流さないように工夫しましょう。
- ・風で飛散するゴミは飛ばないように心がけましょう。

これらのゴミについては、地域の方々のご協力によって処理していただいています。一人ひとりの心がけがゴミを減らすこととなります。



### 気をつけてください！

#### 一筆バルブ操作時の注意事項

水圧により管が突然抜けたり、ステンレスカバーに亀裂が生じ怪我をするおそれがありますので、開閉操作には十分注意をしてください。

- ・水を出す時は、ハンドルをゆっくり回しましょう。
- ・バルブには、顔を近づけないようにしましょう。
- ・ステンレスカバー等の部品は改良区（有料）にあります。

### 節水に努めてください。

水はみんなの大切な資源です。有効に使い節水に努めてください。

田んぼに水が入ればなしになっていませんか？

排水路へ水が落ちていませんか？

畦畔から漏水はありませんか？

水の出ない所や届かない所がないように、お互いに協力しましょう。

## 滋賀県型アセットマネジメントについて

土地改良施設を資産としてとらまえ、効率的・効果的な保全・更新を図るという基本方針のもと、各施設の重要度や老朽化に応じて

- ①国、県、市町等による予防保全と更新整備
- ②農業者や地域住民による直営工事や共同活動による維持保全
- ③土地改良区等による環境保全を考慮した適正な維持管理

をうまく組み合わせて推進することによって、琵琶湖等の環境保全に貢献しつつ、農業・農村の持続的な発展を図ります。

以上のような考え方で滋賀県型アセットマネジメントが推進されます。

「アセットマネジメント」は、直訳すると資産管理の効率的な運用という意味であり、一般的には金融資産や不動産などを管理・運用することを指しますが、近年では公共事業により造成された施設について、効率的な維持管理や補修などをどのように効率的に行うかといった技術体系及び管理手法の総称としても使われています。

「ストックマネジメント」は、施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、LCC（ライフサイクルコスト）を低減するための技術体系及び管理手法の総称です。なお、ストックマネジメントの取組みは緒に就いた段階であり、施設保全に係る現場での具体的な対応技術の確立を図る視点到力点を置いています。

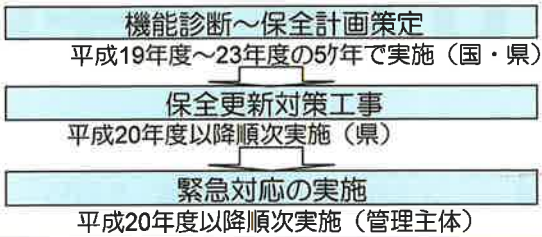
将来的には施設系毎のLCCを低減するだけでなく、施設劣化のリスクをコントロールしつつ、更新や維持管理に要する経費を平準化する等のアセットマネジメントとしての展開が可能となるよう、取り組む必要があります。

※ライフサイクルコストは、近年、一般的な用語として使われる場合が多くなっており、例えば、電化製品を製造する際に、その製造コスト（販売価格）だけを考えるだけでなく利用する際の電気料金、廃棄する際のリサイクルコストなど製造から廃棄（あるいはリサイクル）までの総コストを視野に置く考え方。



### ○基幹水利施設における取り組み

**「基幹水利施設ストックマネジメント事業」に全県的に取組  
(施設を長寿命化させる予防保全に重点化)**



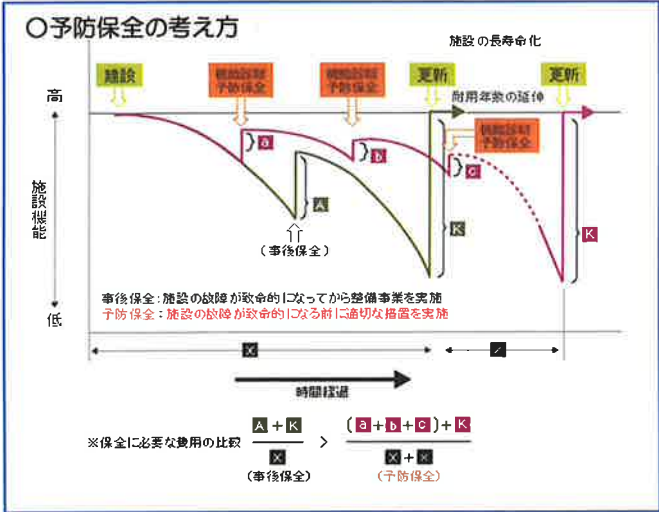
#### 予防保全対策

機能診断

ウォータージェットによる表面清掃

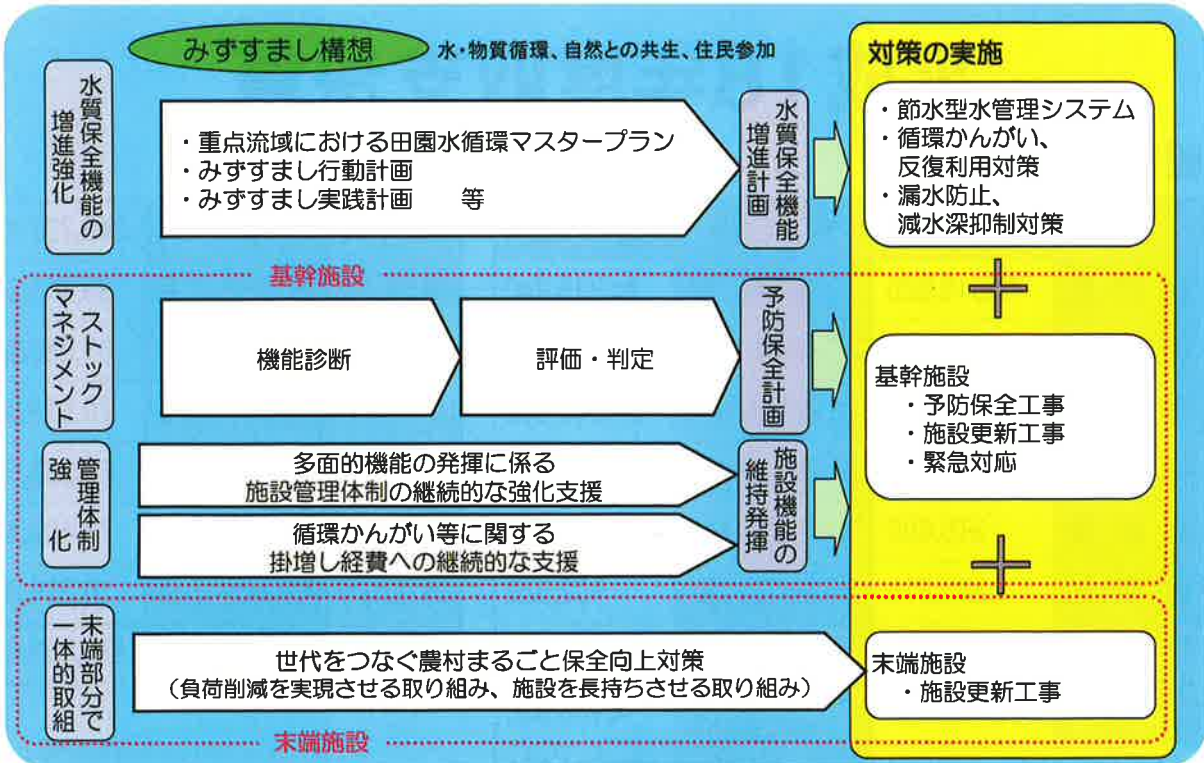
管更新による保全対策 (SPR工法)

特殊モルタルによる補強



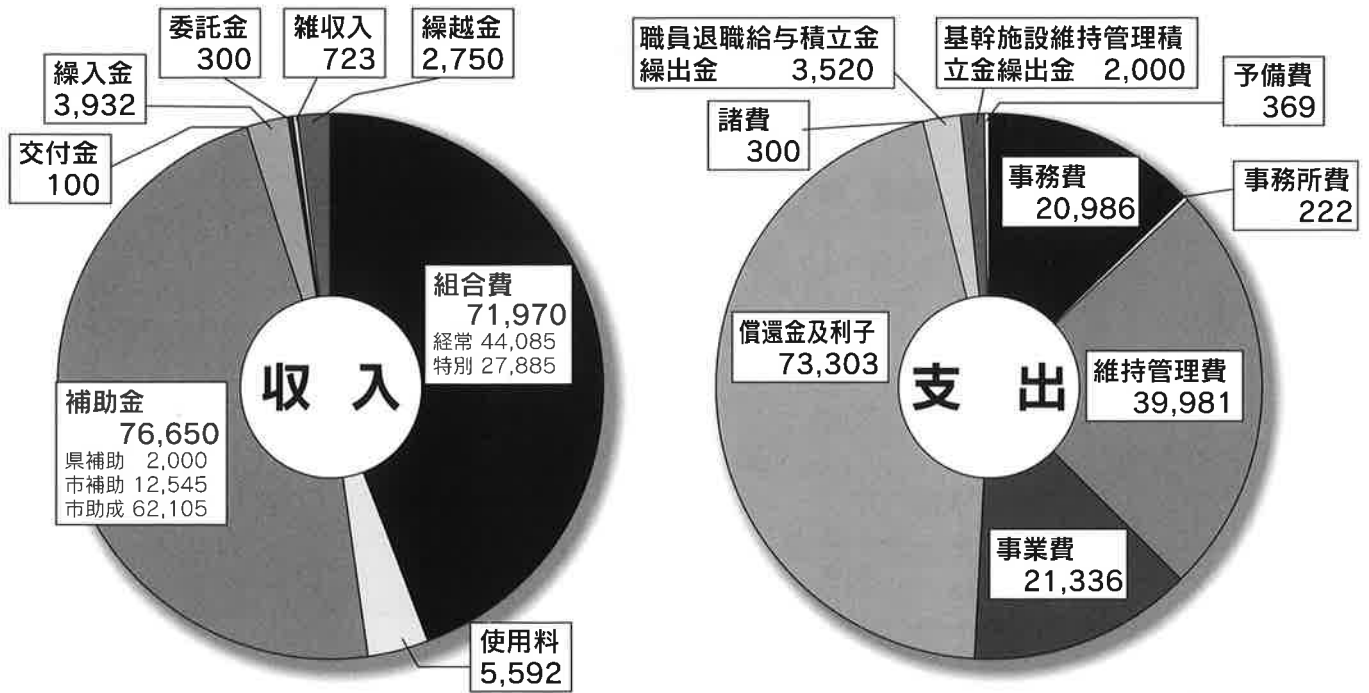
#### 突発事故への機動的な対応

## 滋賀県型アセットマネジメント



**ライフサイクルコストを最小化させる保全更新と一体的に水質保全機能の強化や管理体制の強化を行い、膨大な施設を次世代に引き継ぐ**

# 平成20年度一般会計収支予算 総額 1億6,201万7千円



(単位：千円)

## 平成18年度収支決算

### 一般会計

(円)

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	72,010,620	1. 事務費	24,935,240
2. 使用料	5,887,493	2. 事務所費	663,175
3. 補助金	85,817,890	3. 維持管理費	36,542,602
4. 繰入金	33,864,000	4. 事業費	49,595,900
5. 委託金	375,600	5. 償還金及利息	78,815,739
6. 雑収入	1,865,814	6. 諸費	192,335
7. 繰越金	2,614,389	7. 職員退職給与積立金繰出金	3,590,000
合計	202,435,806	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	4,400,000
		合計	198,734,991

### 特別会計残高

(円)

農地転用	240,757,480
職員退職給与積立金	39,816,530
基幹施設維持管理積立金	61,950,083
土地改良施設財産処分積立金	20,519,618
事務所維持管理積立金	28,283,668
増加維持管理基金	78,409,492
地域用水機能増進事業	6,216,803
合計	475,953,674

差引 3,700,815円を平成19年度へ繰越



## 平成20年度 賦課金額

### 1. 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	5,000円	6,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

### 2. 特別賦課金

#### ①農業用水再編対策事業賦課金 (10アール当り)

地区	単価	付記
かん排地区	2,500円	普通・特別地区を除く全域
普通地区	2,500円	下丹生・枝折・河南・樋口 下多良・中多良の市街化区画整理区域
特別1地区	1,300円	樋口の一部・三吉の一部 舟崎の一部・宇賀野の一部
特別2地区	1,300円	樋口の一部

#### ②ほ場整備事業賦課金

(ほ場整備償還金：10アール当り)

工区	単価	工区	単価
宇賀野	11,750円	高溝顔戸	14,240円
世継	11,630円	能登瀬	17,570円
長沢	10,470円	新庄箕浦顔戸	15,360円
飯	14,150円	日光寺	34,360円
朝妻	9,310円	多和田	36,890円
筑摩	9,750円	蒲原	17,500円
中多良	11,390円	寺倉	19,110円
上多良	11,630円	西円寺	25,750円
番場	16,860円	岩脇	30,370円

#### ③ほ場整備事業経常費：ほ場整備償還継続地 150円

(10アール当り)

## 平成20年度 農地転用決済金

(10アール当り)

地区	金額
かん排地区	438,100円
普通地区	183,900円
特別1地区	81,200円
特別2地区	115,400円



組合員資格等に変更があった場合は、土地改良区に所定の用紙がありますので必ず届出をしてください。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合
- 組合員の住所が変わった場合

農地転用をされる場合も必ず届出をしてください。

改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合または田を畑に転換する場合は、必ず届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。

尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。

届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されることになります。

### 繰り上げ償還受付

ほ場整備事業費の繰り上げ償還を希望される方は、当改良区へ10月末日までにお申し込み下さい。

# 21世紀創造運動推進中

各小学校や農村まるごと保全向上対策集落活動組織、関係機関と連携を図り、二ゴロブナの稚魚放流体験学習会や水生生物観察会等を実施しました。子供たちが少しでも水の大切さ、環境や生き物の保全等に関心を持ってくれることを願い活動を展開していきます。



坂田小5年生による稚魚放流体験



息長小2年生稚魚放流体験



息長小5年生水生生物観察会



透視度調査



長沢お魚観察会



飯子供会親魚放流体験



米原小2年生稚魚放流体験

## 「人権」とは

「人権」という言葉からどんな印象を受けますか。「とても大切なもの」それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、「自分には関係ないもの」でしょうか。

「人権」とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだといえます。

「人権」は、難しいものではなく、だれでも、心で理解し、感じることでできるものです。

## 組織図

(H20.4月現在)

